

〔私立大学等経常費補助金  
私立大学等研究推進費補助金〕 交付要綱

〔昭和52年11月30日 文部大臣裁定  
令和5年10月30日 最終改正〕

(通則)

第1条 私立大学等経常費補助金及び私立大学等研究推進費補助金の交付については、私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）及び同法施行令（昭和51年政令第289号）並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び同法施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）に定めるところによるほか、この要綱の定めるところによる。

(趣旨)

第2条 私立大学等経常費補助金及び私立大学等研究推進費補助金（以下「国庫補助金」という。）は、私立の大学、短期大学及び高等専門学校（以下「私立大学等」という。）の教育条件の維持及び向上並びに私立大学等に在学する学生に係る修学上の経済的負担の軽減を図るとともに、私立大学等の経営の健全性を高め、もって私立大学等の健全な発達に資するため、日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」という。）が学校法人に対し私立大学等の経常的経費について補助するための財源として、国から事業団に交付するものである。

(補助対象事業)

第3条 この補助の対象となる事業は、事業団が国庫補助金を財源として、私立大学等を設置する学校法人に対し、私立大学等の経常的経費で次に掲げるもの（ただし、国及び地方公共団体等の他の補助金及び委託費等の対象となる事業に要する経費を除く。）を対象とする補助金（以下「補助金」という。）を交付する事業とする。

- (1) 専任教員等の給与に要する経費（以下「専任教員等給与費」という。）
- (2) 専任職員の給与に要する経費（以下「専任職員給与費」という。）
- (3) 非常勤教員の給与に要する経費（以下「非常勤教員給与費」という。）
- (4) 専任教員等、専任職員及び非常勤教員についての労働者災害補償保険の保険給付に係る保険料として負担する経費
- (5) 専任教員等、専任職員及び非常勤教員についての雇用保険法（昭和49年法律第116号）第3条に規定する雇用保険事業に係る保険料として負担する経費
- (6) 専任教員等及び専任職員についての私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）による退職等年金給付に係る掛金及び厚生年金保険の保険給付に係る保険料として負担する経費（以下、第4号及び第5号に定める経費とあわせ「教職員福利厚生費」という。）
- (7) 学生の教育又は専任教員等が行う研究に直接必要な機械器具若しくは備品、図書又は消耗品の購入費、光熱水料その他の経費
- (8) 学生の厚生補導に直接必要な備品、図書又は消耗品の購入費、光熱水料、謝金、旅費その他の経費（以下「厚生補導費」という。）
- (9) 専任教員等の研究のための内国旅行に要する旅費（以下「研究旅費」という。）
- (10) 専任教員等及び専任職員の研究のための外国旅行に要する旅費
- (11) 前各号に掲げるもののほか、私立大学等における教育又は研究に直接必要な謝金その他の経費（以下、第7号及び第10号に定める経費とあわせ「教育研究経常費」という。）

2 前項に定める経常的経費の範囲は、別添 〔私立大学等経常費補助金  
私立大学等研究推進費補助金〕 取扱要

額」で定める。

(国庫補助金の額)

第4条 国庫補助金の額は、予算の範囲内とし、事業団が学校法人ごとに交付する補助金の合計額とする。

2 事業団が交付する補助金の額の算定方法は、別添「〔私立大学等経常費補助金  
私立大学等研究推進費補助金〕  
取扱要領」で定める。

(国庫補助金の交付の申請)

第5条 事業団は、国庫補助金の交付を受けようとするときは、別紙様式(1)による交付申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

(国庫補助金の交付等)

第6条 国庫補助金は、その所要額を必要に応じ概算をもって交付することができる。

2 事業団は、国庫補助金の交付を受けたときは、交付された国庫補助金の額に相当する金額を速やかに補助金の交付をすべき学校法人に交付しなければならない。

(実績報告)

第7条 事業団は、補助対象事業が完了した日の属する年度の翌年度の9月1日(廃止の承認を受けたときは、そのときから1か月以内)までに、別紙様式(2)により事業の成果を記載した実績報告書に關係書類を添えて文部科学大臣に提出しなければならない。

(補助対象事業の実施期間)

第8条 事業団は、補助対象事業を毎年4月1日から翌年3月31日までの間に実施するものとする。

(帳簿、関係書類等の整備)

第9条 事業団は、国庫補助金の収支に関する帳簿及び関係書類並びに補助金の配分・交付等に関する資料を整備し、国庫補助金の交付を受けた年度の終了後5年間保存しておくなければならない。

(調査及び報告等)

第10条 事業団は、補助対象事業の適正な執行を図るため必要があるときは、補助金に係る事業の実施状況等について学校法人から報告を徴し、又は調査するものとし、その結果を文部科学大臣に報告するものとする。

2 事業団は、国庫補助金の交付の決定を受けた後において、学校法人ごとに交付する補助金の額及びその内訳となる私立大学等ごとの補助金の額を変更しようとするときは、別紙様式(3)によりあらかじめ文部科学大臣の承認を受けなければならない。

3 事業団は、学校法人に交付する補助金に係る交付条件に基づき、当該学校法人の設置する私立大学等ごとの補助事業に要する経費の区分ごとに配分された額又はこれに対応する補助金の額の変更の承認を行ったときは、その内容について速やかに文部科学大臣に報告しなければならない。

4 事業団は、学校法人に対する補助金の交付の決定後、その交付の決定に係る申請の取下げがあったときは、別紙様式(4)により、速やかに文部科学大臣に報告し、国庫補助金の処理に関する文部科学大臣の指示に従わなければならない。

5 事業団は、学校法人に対する補助金の交付の決定後、その全部又は一部について取消しを行った場合及び当該補助金の返還をさせた場合においては、その内容並びに加算金及び延滞金に関する事項について、別紙様式(5)又は別紙様式(6)により、速やかに文部科学大臣に報告し、国庫補助金並びに加算金及び延滞金に関する文部科学大臣の指示

に従わなければならない。

(寄付金支出の届出)

第11条 事業団は、補助対象事業の適正な執行を図るため、寄付金（学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める学校における教育又は研究に関する事業（外国におけるこれに相当する事業を含む。）に係るもの及び500万円未満のものを除く。）の支出について学校法人からあらかじめ届出を受けるものとし、その内容を文部科学大臣に報告するものとする。

(電磁的方法による提出)

第12条 事業団は、適正化法、施行令又は本要綱の規定に基づく申請、届出、報告その他文部科学省に提出するものについては、電磁的方法（適正化法第26条の3第1項の規定に基づき文部科学大臣が定めるものをいう。）により行うことができる。

(電磁的方法による通知等)

第13条 文部科学大臣は、適正化法、施行令又は本要綱に規定する通知、承認、指示又は命令（以下「通知等」という。）について、事業団が書面による通知等を受けることを予め求めた場合を除き、電磁的方法により通知等することができる。この場合、文部科学大臣は事業団に到達確認を行うものとする。

(補助金取扱要領)

第14条 前各条に定めるもののほか、事業団が学校法人に交付する補助金に係る申請、配分、交付その他の取扱いに関する細目は、別添「

私立大学等経常費補助金
私立大学等研究推進費補助金

」取扱要領」で定めるところによるものとする。

附 則

- 1 改正後の要綱は、令和5年度の補助金から適用する。
- 2 平成29年度に交付決定した私立大学等研究推進費補助金については、平成29年11月9日改正の交付要綱が適用されるものとする。

改正経緯

昭和52年11月30日	文部大臣	裁定	平成13年2月28日	一部	改正
昭和54年3月2日	一部	改正	平成13年11月9日	一部	改正
昭和55年3月18日	一部	改正	平成14年3月1日	一部	改正
昭和56年3月17日	一部	改正	平成14年11月1日	一部	改正
昭和56年11月19日	一部	改正	平成15年2月19日	一部	改正
昭和58年3月22日	一部	改正	平成15年10月31日	一部	改正
昭和59年3月23日	一部	改正	平成16年11月8日	一部	改正
昭和60年3月20日	一部	改正	平成17年2月14日	一部	改正
昭和60年11月15日	一部	改正	平成17年6月17日	一部	改正
昭和61年3月17日	一部	改正	平成18年2月3日	一部	改正
昭和61年11月17日	一部	改正	平成18年7月27日	一部	改正
昭和62年3月14日	一部	改正	平成19年10月30日	一部	改正
昭和62年11月18日	一部	改正	平成20年10月20日	一部	改正
昭和63年3月14日	一部	改正	平成22年1月26日	一部	改正
昭和63年11月18日	一部	改正	平成22年11月16日	一部	改正
平成元年3月9日	一部	改正	平成23年3月1日	一部	改正
平成元年3月20日	一部	改正	平成23年11月11日	一部	改正
平成元年11月17日	一部	改正	平成24年2月3日	一部	改正
平成2年3月15日	一部	改正	平成24年11月13日	一部	改正
平成2年11月26日	一部	改正	平成25年11月15日	一部	改正
平成3年3月15日	一部	改正	平成26年3月4日	一部	改正
平成3年11月21日	一部	改正	平成26年11月14日	一部	改正
平成4年3月13日	一部	改正	平成27年11月13日	一部	改正
平成4年11月24日	一部	改正	平成28年3月1日	一部	改正
平成5年3月17日	一部	改正	平成28年11月16日	一部	改正
平成5年11月17日	一部	改正	平成29年3月3日	一部	改正



別紙様式（1）

文 書 番 号  
令和 年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

日本私立学校振興・共済事業団  
理 事 長

令和 年度〔私立大学等経常費補助金  
私立大学等研究推進費補助金〕 交付申請書

日本私立学校振興・共済事業団法第23条第1項第1号の規定に基づく令和 年度〔私立大学等経常費補助金  
私立大学等研究推進費補助金〕に係る事業を、  
別紙事業計画書のとおり実施しますので、下記のとおり補助金を交付して下さるよう、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律  
第5条の規定に基づき申請します。

記

国庫補助金交付申請額 円

# 事業計画書

## 1 事業の目的

## 2 事業の概要

補助対象学校法人数

法人

区 分	大 学		短 期 大 学		高 等 専 門 学 校		計	
	校数	校	校数	校	校数	校	校数	校
	間接補助事業 に要する経費	補助金額	間接補助事業 に要する経費	補助金額	間接補助事業 に要する経費	補助金額	間接補助事業 に要する経費	補助金額
専任教員等給与費	円	円	円	円	円	円	円	円
専任職員給与費								
非常勤教員給与費								
教職員福利厚生費								
教育研究経常費								
厚生補導費								
研究旅費								
計								

## 3 内 訳

別添のとおり

内 訳

学校法人名	大学等名	間接補助事業に要する経費	補助金額
		円	円
	計		
小 計	( 頁 計 )		

(備考)

- 1 1学校法人において、大学等が2以上ある場合は、学校法人ごとの計を記入すること。
- 2 2ページ以上にわたる場合は、当該ページの小計を記入すること。
- 3 末尾のページに、合計を記入すること。

別紙様式（2）

文 書 番 号  
令和 年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

日本私立学校振興・共済事業団  
理 事 長

令和 年度  $\left[ \begin{array}{l} \text{私立大学等経常費補助金} \\ \text{私立大学等研究推進費補助金} \end{array} \right]$  に係る事業の実績報告書

∞

令和 年 月 日付け第 号で交付決定を受けた令和 年度  $\left[ \begin{array}{l} \text{私立大学等経常費補助金} \\ \text{私立大学等研究推進費補助金} \end{array} \right]$  に係る事業の実績について、  
補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第14条の規定により、別紙事業報告書のとおり報告します。



# 事業報告書

## 1 総括表

補助事業に要した経費 円  
 国庫補助金交付決定額 円  
 補助対象学校法人数 法人

区 分		大 学	短 期 大 学	高 等 専 門 学 校	計
校 数		校	校	校	校
交 付 額	専任教員等給与費に係る補助金	円	円	円	円
	専任職員給与費に係る補助金				
	非常勤教員給与費に係る補助金				
	教職員福利厚生費に係る補助金				
	教育研究経常費に係る補助金				
	厚生補導費に係る補助金				
	研究旅費に係る補助金				
計					

9

## 2 国庫補助金の受領状況

受領年月日	受領額
	円
計	

## 3 補助金の交付に関する資料

別添のとおり



文 部 科 学 大 臣 殿

日本私立学校振興・共済事業団  
理 事 長

令和 年度 私立大学等経常費補助金 変更交付申請書  
私立大学等研究推進費補助金

二

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた令和 年度〔私立大学等経常費補助金  
私立大学等研究推進費補助金〕に係る事業を、  
別紙事業計画書のとおり変更して実施しますので、下記のとおり補助金を変更交付して下さるよう、  
補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第5条の規定に基づき申請します。

記

国庫補助金交付申請額 円

〔 既 交 付 決 定 額 円  
今 回 増 額 申 請 額 円 〕

# 事業計画書

1 事業の目的

2 事業の概要

補助対象学校法人数

法人

区 分	大 学		短 期 大 学		高 等 専 門 学 校		計	
	校数	( ) 校	校数	( ) 校	校数	( ) 校	校数	( ) 校
	間接補助事業 に要する経費	補助金額	間接補助事業 に要する経費	補助金額	間接補助事業 に要する経費	補助金額	間接補助事業 に要する経費	補助金額
専任教員等給与費	( ) 円	( ) 円	( ) 円	( ) 円	( ) 円	( ) 円	( ) 円	( ) 円
専任職員給与費	( ) 円	( ) 円	( ) 円	( ) 円	( ) 円	( ) 円	( ) 円	( ) 円
非常勤教員給与費	( ) 円	( ) 円	( ) 円	( ) 円	( ) 円	( ) 円	( ) 円	( ) 円
教職員福利厚生費	( ) 円	( ) 円	( ) 円	( ) 円	( ) 円	( ) 円	( ) 円	( ) 円
教育研究経常費	( ) 円	( ) 円	( ) 円	( ) 円	( ) 円	( ) 円	( ) 円	( ) 円
厚生補導費	( ) 円	( ) 円	( ) 円	( ) 円	( ) 円	( ) 円	( ) 円	( ) 円
研究旅費	( ) 円	( ) 円	( ) 円	( ) 円	( ) 円	( ) 円	( ) 円	( ) 円
計	( ) 円	( ) 円	( ) 円	( ) 円	( ) 円	( ) 円	( ) 円	( ) 円

3 内 訳

別添のとおり

内 訳

学校法人名	大学等名	今回交付申請に係るもの		既交付決定に係るもの	
		間接補助事業 に要する経費	補助金額	間接補助事業 に要する経費	補助金額
		円	円	円	円
小 計	( 頁 計 )				

(備考)

- 1 1学校法人において、大学等が2以上ある場合は、学校法人ごとの計を記入すること。
- 2 2ページ以上にわたる場合は、当該ページの小計を記入すること。
- 3 末尾のページに、合計を記入すること。

文 部 科 学 大 臣 殿

日本私立学校振興・共済事業団  
理 事 長

〔私立大学等経常費補助金  
私立大学等研究推進費補助金〕に係る申請の取り下げ報告書

令和 年度〔私立大学等経常費補助金  
私立大学等研究推進費補助金〕について、間接補助事業者より下記のとおり申請の取下げがありましたので、報告します。

14

記

1 申請の取下げの内訳

学校法人名	大学等名	交付決定年月日	交 付 決 定 額							計
			専任教員等 給与費に係 る補助金	専任職員給 与費に係る 補助金	非常勤教員 給与費に係 る補助金	教職員福利 厚生費に係 る補助金	教育研究経 常費に係る 補助金	厚生補導費 に係る補助 金	研究旅費に 係る補助金	
		令和 年 月 日	円	円	円	円	円	円	円	円

2 取下げの理由

3 取下げ額の処理

文 部 科 学 大 臣 殿

日本私立学校振興・共済事業団  
理 事 長

〔私立大学等経常費補助金  
私立大学等研究推進費補助金〕に係る交付決定の取消報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた令和 年度〔私立大学等経常費補助金  
私立大学等研究推進費補助金〕に係る間接補助事業者に対する  
交付決定を、下記のとおり取消したので報告します。

記

1.1 取消の内容

学校法人名	大学等名	補助年度	取消年月日	区 分	交付決定額	取 消 額	支払年月日	支払済額	要返還額
		令和 年度	令和 年 月 日	専任教員等給与費に係る補助金	円	円	令和 年 月 日	円	円
				専任職員給与費に係る補助金					
				非常勤教員給与費に係る補助金					
				教職員福利厚生費に係る補助金					
				教育研究経常費に係る補助金					
				厚生補導費に係る補助金					
				研究旅費に係る補助金					
				計					

2 取消の理由

3 取消額の処理

文 部 科 学 大 臣 殿

日本私立学校振興・共済事業団  
理 事 長

〔私立大学等経常費補助金  
私立大学等研究推進費補助金〕の返還報告書

16

令和 年度〔私立大学等経常費補助金  
私立大学等研究推進費補助金〕について、間接補助事業者より下記のとおり返還されましたので、報告します。

記

1 返還の内容

学校法人名	大 学 等 名	返 還 年 月 日	返 還 額				備 考
			元 本	加 算 金	延 滞 金	計	
		年 月 日	円	円	円	円	

(備考) 加算金, 延滞金のある場合には, 備考欄に積算を記入すること。

2 返還の理由

3 返還額の処理